

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

---



## 1 計画の基本理念

本町では、『第5次境町総合計画』（後期基本計画）で「自然と近未来が体験できるまち」を掲げて、まちづくりを進めています。

また、「地域福祉」を含む福祉各分野の取組を、「一人ひとりを大切に支えあいを育むまち」として掲げ、高齢者も障害のある人も含めた全ての町民が、安全な環境のもとで生涯にわたって健やかに安心して暮らせるように、地域医療の充実と心の通う「福祉のまちづくり」を進めるとしています。

一方、『境町地域福祉計画』（第1次）においては、計画の基本理念を「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」と定め、計画を進めてきました。

以上のことを踏まえ、本計画では、第1次計画の「基本理念」を継承し、引き続き次のとおり基本理念を掲げることとします。

### 《基本理念》

みんなで支え合い  
誰もが安心して暮らせるまち  
さかい



基本理念の「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」を実現するため、次の4つの基本目標を定め、施策を推進していきます。

### 《基本目標1》 みんなが安心して暮らせる地域づくりの推進

町民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしをすることができるよう、情報提供や相談支援の体制の充実を図ります。地域住民が、住み慣れた家庭や地域社会の中で、安全で安心な生活を送れるまちづくりを推進します。また、「成年後見制度」の利用の支援・促進など、住民の権利を擁護するための取組を推進します。

改正社会福祉法第107条第1号に規定されている事項を示します。

### 《基本目標2》 町民の積極的な地域活動・ボランティア活動の推進

「地域福祉」の向上をめざすため、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成や町民活動・ボランティア活動の活性化を推進します。行政区をはじめとしたさまざまな地域組織の活動を推進し、誰もが住みよい地域づくりをめざします。

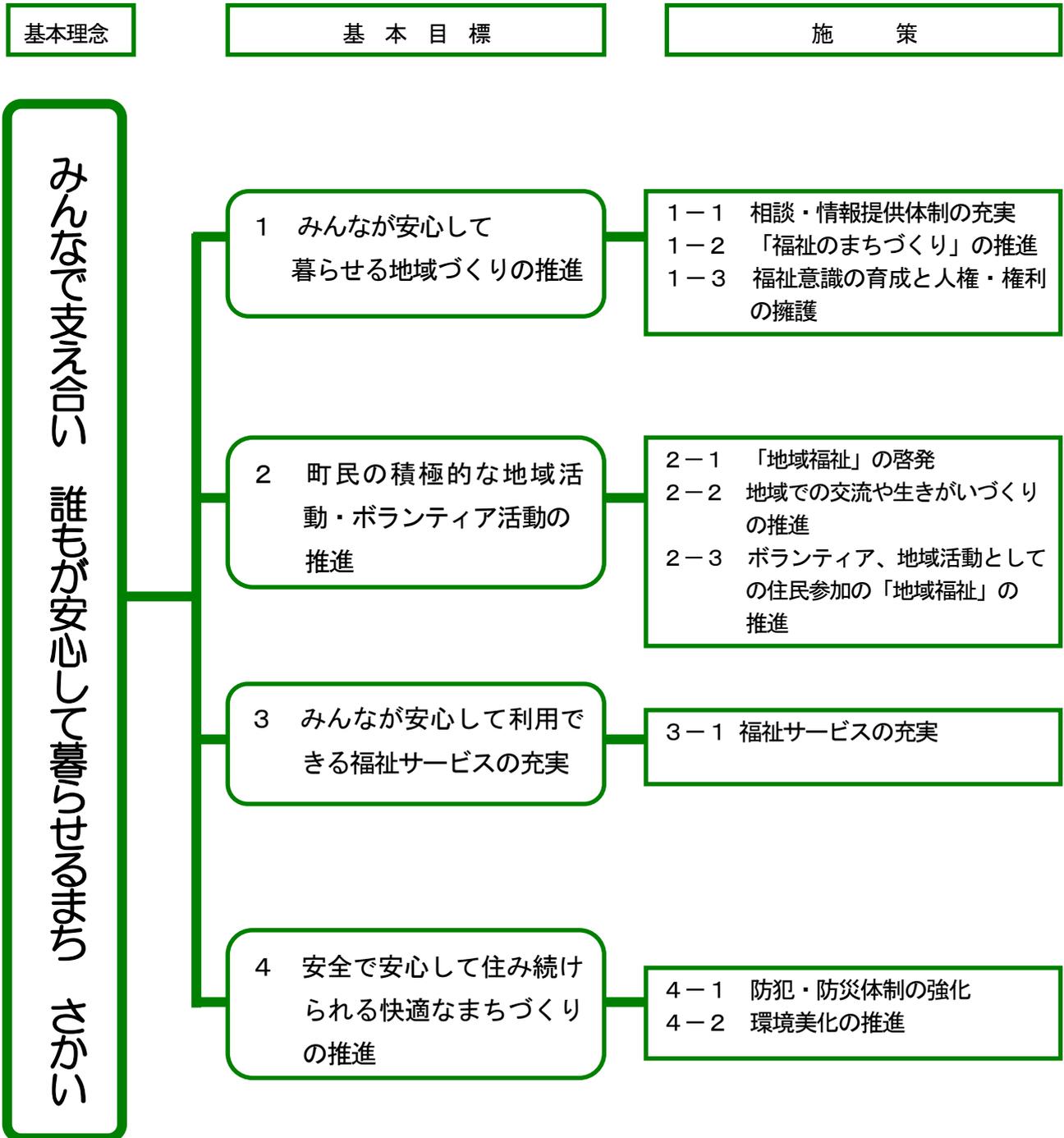
また、町民活動団体やボランティア活動団体などとの連携・協働による活動のしくみづくりを推進します。

### 《基本目標3》 みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

支援を必要としている人が必要な時に適切なサービスを利用できるような体制を確立・強化します。また、保健・医療・福祉分野が連携し、“生涯現役”でいられるような健康づくりを推進します。

### 《基本目標4》 安全で安心して住み続けられる快適なまちづくりの推進

災害や犯罪から地域を守る防災・防犯の活動の充実・強化を推進します。また、地域の環境美化の取組を推進していきます。



本計画では、「地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項」の中でも最重要と考える相談・情報提供体制の充実の為に、「多様な相談先の整備と相談支援等ネットワークの強化」を重点取組と定め、推進していきます。

### 〈 多様な相談先の整備と相談支援等ネットワークの強化 〉

必要とする人が必要な時に、何でも相談できる体制を確立します。また、相談窓口間の連携・連絡の強化に努め、総合相談体制の充実を図ります。…各相談窓口の充実を図るとともに、町社会福祉協議会やサービス提供事業者などとの連携を強め、相談体制の全町的なネットワークの強化を図ります。

対応に高度な専門性を必要とする課題の相談等については、ネットワークにより茨城県等のより専門的な窓口へとつなげ、連携して対応していきます。

### 背景

◇家庭内で同時に複数の問題を抱えている家族（**多問題家族**）のケースも増加  
→複合化・複雑化などにより福祉の各分野の相談体制では対応が不十分・困難

◇ひきこもり・閉じこもり、ホームレス、刑務所からの出所者など、「**社会的孤立**」や排除の対象となっているケースもみられる

◇公的機関などへ相談に出て来ない・来られない人もみられる

◇「**生活困窮者自立支援法**」施行（平成27年）3年後の見直し予定

◇「**自殺対策基本法**」の改正（平成28年）→「誰も自殺に追い込まれることのない社会」へ

◇「**再犯の防止等の推進に関する法律**」公布・施行（平成28年）→犯罪や非行の繰り返しの防止と犯罪等を行った人などの円滑な社会復帰を促進するための取組の必要性

◇「**子どもの貧困対策の推進に関する法律**」の制定（平成25年）→「フードバンク」などさまざまな取組